

八王子市保健所長 殿

誓約書

当団体は、八王子市保健所（以下「保健所」という。）への団体登録にあたり、下記の事項を遵守し、保健所が行う猫の愛護及び適正飼養の普及啓発等に協力することを誓約します。

記

- 1 関連する法令等の趣旨を理解し、遵守すること。
- 2 動物の本能、習性及び生理等を十分理解するとともに、適正に飼養すること。また、適正に終生飼養のできる者へ譲渡すること。
- 3 マイクロチップの装着その他所有者明示の措置を講ずること。
- 4 不妊去勢手術を実施していない猫については、譲渡後1年以内に当該手術又はこれに代わる確実な繁殖制限措置を速やかに実施し、その旨を八王子市保健所長（以下「保健所長」という。）に報告すること。
- 5 室内で飼養すること。
- 6 譲渡を受けた猫を使用して、営利を目的とした活動を行わないこと。
- 7 団体の代表者は成人とし、活動拠点の責任者は市内に在住する成人とすること。
- 8 譲渡を受けた猫の飼養にあたっては、周辺的生活環境に配慮し、近隣からの苦情がないようにすること。
- 9 譲渡を受けた猫に疾病、行動その他について問題があった場合、又はその猫により問題が発生した場合でも、八王子市に対して一切の責任を問わないこと。また、その猫により損害を受けた場合又は与えた場合の賠償、若しくは治療等に要した費用について、八王子市に請求しないこと。
- 10 猫の飼養状況を確認するための保健所が行う調査等に協力すること。
- 11 猫の譲渡先として団体名を保健所が公表することに同意すること。
- 12 団体内又は団体間におけるトラブル発生防止に努め、トラブルが生じた場合には自ら解決を図ること。
- 13 別添2に定める誓約書の内容を遵守できる者に譲渡を行うこと。
- 14 団体の登録を抹消された場合、そのことについて不服を申し立てないこと。
- 15 その他保健所長が指示する事項に従うこと。

年 月 日

団体名

団体所在地
(代表者住所)

代表者氏名

電話番号

別添1（2葉）

八王子市保健所長 殿

誓約書（控）

当団体は、八王子市保健所（以下「保健所」という。）への団体登録にあたり、下記の事項を遵守し、保健所が行う猫の愛護及び適正飼養の普及啓発等に協力することを誓約します。

記

- 1 関連する法令等の趣旨を理解し、遵守すること。
- 2 動物の本能、習性及び生理等を十分理解するとともに、適正に飼養すること。また、適正に終生飼養のできる者へ譲渡すること。
- 3 マイクロチップの装着その他所有者明示の措置を講ずること。
- 4 不妊去勢手術を実施していない猫については、譲渡後1年以内に当該手術又はこれに代わる確実な繁殖制限措置を速やかに実施し、その旨を八王子市保健所長（以下「保健所長」という。）に報告すること。
- 5 室内で飼養すること。
- 6 譲渡を受けた猫を使用して、営利を目的とした活動を行わないこと。
- 7 団体の代表者は成人とし、活動拠点の責任者は市内に在住する成人とすること。
- 8 譲渡を受けた猫の飼養にあたっては、周辺的生活環境に配慮し、近隣からの苦情がないようにすること。
- 9 譲渡を受けた猫に疾病、行動その他について問題があった場合、又はその猫により問題が発生した場合でも、八王子市に対して一切の責任を問わないこと。また、その猫により損害を受けた場合又は与えた場合の賠償、若しくは治療等に要した費用について、八王子市に請求しないこと。
- 10 猫の飼養状況を確認するための保健所が行う調査等に協力すること。
- 11 猫の譲渡先として団体名を保健所が公表することに同意すること。
- 12 団体内又は団体間におけるトラブル発生防止に努め、トラブルが生じた場合には自ら解決を図ること。
- 13 別添2に定める誓約書の内容を遵守できる者に譲渡を行うこと。
- 14 団体の登録を抹消された場合、そのことについて不服を申し立てないこと。
- 15 その他保健所長が指示する事項に従うこと。

年 月 日

団体名

団体所在地
(代表者住所)

代表者氏名

電話番号